

## 第10回堺市・美原町合併協議会会議録

日 時 平成16年3月17日(水)  
会 場 堺商工会議所会館(2階 大会議室)  
開 会 午後1時開会  
閉 会 午後3時30分閉会

### ○出席委員等(32名)

会 長	米 原 淳七郎								
副会長	木 原 敬 介			高 岡 寛					
委 員	内 原 達 夫	栗 駒 栄 一	野 田 博	筒 居 修 三					
	高 岸 利 之	中 村 勝	米 谷 文 克	池 田 貢					
	中 井 國 芳	小 郷 一	服 部 正 光	池 田 範 行					
	加 藤 均	菅 原 隆 昌	肥 田 勝 秀	井 上 敏					
	奥 野 新太郎	津 塩 壽 郎	奥 田 ひろ子	高 島 正 一					
	中 尾 良 和	長 田 光 之	田 中 昭 二	西 原 広 好					
	榎 峯 正 一	山 口 典 子	平 野 紀代子	松 岡 義 典					
			宮 原 嘉 徳						

### ○顧問(1名)

石 原 信 雄

### ○監査委員(1名)

曾我部 篤 爾

### ○堺市・美原町合併協議会事務局出席員

吉 田 幸 男	倉 宏 二
吉 田 景 司	藤 田 卓 也
山 岡 一 夫	光 齋 かおり
比 嘉 宏 幸	増 田 宣 典
北 口 雅 章	小 走 伸 吾
三 浦 直 子	吉 野 昭 平

## 第10回堺市・美原町合併協議会 次第

### 1 開 会

### 2 協議事項

- (1) 協議第23号 各種協定項目の取扱い〔その7〕（案）  
・・・・・・・・協定項目 6、11、24
- (2) 協議第24号 基本4項目の取扱い（案）
- (3) 合併の承認について
- (4) 協議第25号 平成16年度堺市・美原町合併協議会予算（案）

### 3 その他

- ・ 政令指定都市制度の概要について

### 4 閉 会

○午後 1 時開会

○吉田事務局長 恐れ入ります。定刻でございますので、ただいまから第 10 回堺市・美原町合併協議会を開会いたします。

まず、本日の会議資料のご確認をいただきたいと存じます。最初に、A 4 縦 1 枚で第 10 回堺市・美原町合併協議会次第があるかと思えます。次に、第 10 回堺市・美原町合併協議会議案書というタイトルで、こちらが議事進行の議案書でございます。委員さんの方々につきましては、赤色のインデックスで 1 から 3 の数字をつけてございます。もう一つが政令指定都市制度の概要というのがあるかと思えます。以上がお手元の資料でございます。

それから、いつものことでございますが、報道関係の方へのお願いでございます。カメラ撮りにつきましては、本日最初の協議事項の説明までとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、委員さん方にお諮りしたいと思うんですけれども、報道関係の皆様の方からご要望がございまして、合併の承認の採決の際にカメラ取材をさせてほしいという申し入れがございまして、取材を可とすることでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、会議の議長につきましては会長にお願いすることとなっておりますので、これ以降の議事進行につきまして、米原会長、よろしくお願い申し上げます。

○米原会長 それでは、ただいまから協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、第 10 回の合併協議会にご出席いただき、ありがとうございます。本日もご出席の皆様には、積極的なご意見をお願いいたしますとともに、円滑な協議会の運営につきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、本日の会議でございますが、お 1 人のご欠席がございまして、十分定足数を満たしておりまして、有効に成立しておりますことをまず申し上げます。

また、会議録の署名につきましては、津塩壽郎委員さんと野田博委員さんのお 2 人をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、お手元の第 10 回堺市・美原町合併協議会次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

本日は協議事項が 4 件でございます。また、協議事項の終了後、事務局から、政令指定都市制度の概要の説明と、また、協議会終了後には、わざわざ東京からおいでいただきしております石原顧問にお話をお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

協議事項、それでは、まず最初に、協議第 23 号「各種協定項目の取扱い [その 7]

(案)」について事務局から説明していただくことにいたします。事務局の方、よろしくお願ひします。

○吉田事務局長 それでは、協議第23号「各種協定項目の取扱い〔その7〕」のご説明をさせていただきます。

それでは、議案書の右肩に協議第23号と記しましたページをごらんいただきたいと思います。委員の皆様方につきましては、赤のインデックスで1と付しているページでございます。

各種協定項目の取扱いにつきましては、今回ですべてのご提案が終了いたします。初めに1ページでございますが、市議会の議員の定数及び任期の取扱いについてのご提案でございます。調整の内容といたしまして、「市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号及び第3項の規定を適用する。」となっております。これは調整の具体的内容欄にもございますように、美原町の議会の議員の方々は堺市の議会の議員の残任期間、引き続き、堺市の議会の議員として在任するという内容でございます。その後段でございますように、「合併後、最初に行われます一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間、美原町の区域に選挙区を設けて2名を選出する。」という内容になってございます。

続きまして2ページでございますが、特別職の職員の身分の取扱いでございます。調整の内容といたしまして、「美原町の常勤の特別職の職員（教育長を含む）の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。美原町の非常勤の特別職の職員の取扱いについては、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って、協議・調整する。」としてございます。現況の欄でございますが、それぞれの特別職と任期、各種の行政委員会の委員の人数と任期を記載してございます。以上が特別職の取扱いでございます。

次に3ページでございます。審議会やその他の委員会の委員等を記載してございます。

4ページ、各種事務事業の取扱いといたしまして、特別職の給料、議員報酬、委員報酬などの関係13件を様式1でご提案してございます。調整の内容といたしまして、堺市制度で実施としているもの、原則として堺市制度に合わせるが、詳細については新市発足までに両市町間で協議・調整するとしているものなどがございます。以上でございます。

恐れ入ります。最初にお約束させていただきましたように、一たん、カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきます。後で承認の場面でまたよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○米原会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お聞きさせていただきます。

○米谷委員 意見ということで述べさせていただきます。

協議第23号「各種協定項目の取扱い〔その7〕」についての問題でございますが、今回

の協議に提案されております各種協定項目の取扱いについて、〔その7〕は、議員の定数及び任期の取扱い、特別職の身分の取扱い、また各種事務事業の取扱いでは、特別職の給料、月給、それから調整手当、期末手当、退職手当、議員の報酬、期末手当等が含まれております。特に各種事務事業の取扱い〔その7〕の特別職の給料月額、調整手当、期末手当、退職手当、議員の報酬、期末手当について、特別職の身分の取扱いでは、美原町の常勤の特別職の職員（教育長を含む）の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるとされております。

まず1番目には、美原町の特別職がどのような特別職につくかどうか明確にされていない。具体的にこれは協議されるということで具体化されていない点。2番目に、私が第9回合併協議会で、議員の在任特例問題に関して意見並びに提案を行いました。内容は、議員の在任特例について、1番目に、住民の利益を守るためにはどうすればいいのか。2番目には、住民感情を配慮することを考えなければならないとしまして、特に住民感情の問題につきましては、厳しい財政状況を心配する声等の住民の感情を配慮する点から、公聴会等の開催を求めました。しかし、これらについて何ら対応がされておられません。

以上の点から、協議第23号「各種協定項目の取扱い〔その7〕」については反対の意見等を申し上げます。

○米原会長 わかりました。

○栗駒委員 協議第23号、幾つかについて意見を述べます。

まず、議会の定数及び任期についてでありますけれども、私は、定数特例、すなわち美原町域での増員選挙を実施するべきだと思います。その理由につきましては、前回の協議会で議論の経過がございましたので、申し上げましたけれども、今回初めて議題に上がりましたので、改めて申し上げます。

合併特例法では、合併における議会の構成について、地方自治法上の特例としての定数特例を設けて、編入合併の場合、編入される地域住民の声を反映させるための措置として、人口に応じて代表を選ぶことができることを定めています。そして、この定数特例とともに在任特例制度が新たに設けられ、どちらかを選ぶことができることとなりました。しかし、在任特例の規定は、極めて例外的な規定であります。この特例法の改定に携わった、当時の自治省振興課長の伊藤祐一郎氏が編集した市町村合併特例法の逐条解説の中で、特例の運用上の留意点として次のように述べています。

在任特例制度は、合併市町村において、選挙を行わずに合併関係市町村の議会の議員の在任を認める極めて例外的な措置であることから、この制度の活用にあたっては、住民の意向を十分配慮し、合併関係市町村において、この特例措置を採用する必要性を明確にするとともに云々と、このように解説をしています。

堺市は、これまで多くの周辺自治体を編入合併してきましたが、すべて定数特例でありま

した。今回、在任特例を採用する特別な必要性は何か。私は明確な理由はないと思います。私は、議会というのは、当然のことながら、住民の代表で構成されるわけですから、住民から見て、平等な一票の重みで公平に選挙して、議員を選び、議会を構成するのが本来であると思います。ですから、定数特例を採用して増員選挙を実施するべきだというふうに考えるものです。

前回、美原町側の委員の皆さんが、美原町域のご要望を実現するために、在任特例を採用してほしいとのご意見がございました。私は、そのお気持ちはわかりますと、このように申し上げました。だからこそ、これまでの協議の中で、美原町の住民サービスが低下することがないよう、そういう立場で議論をしてきたつもりです。そして今もその気持ちは変わりません。しかし、議題になっていますことは議会の構成の問題です。合併は、両方の自治体が合併して新しいまちづくりを決めて進めるわけです。編入合併で自治体としての美原町の名前が消えるとしても、美原町という地域そのものが消えるわけではありません。堺市としても新堺市ができるわけです。在任特例を適用することになれば、堺市の住民から見れば、美原町域に比べて7分の1しか議員を出せずに議論がなされると、自分たちの声は十分反映できるのかということになります。前回、私が人口要件を申し上げましたのは、そういうことであります。

前回、私の意見に対して、美原町が小さいからばかにするとか、あるいは美原町の議員をばかにするとか、あるいは対等平等が原則だとかのご意見がありました。しかし、私は決してばかにしておりません。議員の立場ではなしに住民の立場で考えて、そのように意見を申し上げたわけですから。住民の立場から対等平等に考えるからこそ、そうした意見を申し上げたわけでありまして。そのような私の意見に対しまして、取り消してほしいとのご意見がございました。ある方は恫喝的な物言いがございましたけれども、私の言い方が不十分で誤解されたのかもしれませんが、でも、たとえ意見が違ふといたしましても、そのような言い方は私はいかながなものかと、不見識であるというふうに、改めて、前回、こういった経過がありましたので申し上げたいと思うんです。問題は、やっぱり住民の立場から見て、議会の構成をどうするかというふうなことをやはり考えて、この議会の議員の定数、任期の取り扱いにつきましても、定数特例を実施して、増員選挙をするべきだという私の意見を申し上げたいと思います。以上でございます。

○中井委員 中井國芳ですが、今、栗駒委員の方からお聞きのような意見表明がありましたが、私は堺市議会の方から選出をされております加藤委員、菅原委員、小郷委員、中村委員、高岸委員の方々を代表いたしまして、私の方から意見を述べたいと思います。

実は前回の第9回の協議会の中で、小郷委員の方からも発言がありましたように、今回のこの協議会の審議の前提としては、編入方式を前提として協議を進めてこられているわけでありまして、編入される側の美原町の住民の人たちにとりましては、きょういただきました

が、このような立派な堺市・美原町合併新市建設計画、この計画が、文字どおり実行される  
であるかどうか。当然、これを執行する側の者は責任を持って取り組むわけでありますが、  
多くの市民の皆さん方の中には一抹の不安というものをお持ちの方も、私はおられるんでは  
ないかなというふうに思うわけであります。

そのような面から見ましても、やはりこの美原町の町議会の議員の人たちが在任特例を採  
用して、新市の議員としてその任務を果たしていくということが非常に美原町側の住民から  
見ましても、その期待、また信託にこたえる道であるというふうに考えるわけであります。

また、合併の時期等につきましても、前回いろいろと話もあったわけでありましたが、これ  
も美原町側の委員の方たちの中から複数ご発言がありました。この新年度予算審議にかか  
われるような状況で合併をしていくことが非常に大切じゃないかという趣旨の発言もありま  
した。それは私は当然のことだというふうに思います。新市建設計画を実効あらしめるため  
には、その裏づけとなる財政問題を抜きにして、このことが担保されないわけでありますか  
ら、今現在、美原町議会に席を置く議員の人たちが、新市の議員となって、その任務を十分  
に果たしてもらおう。このことが美原町側の住民の皆さん方の大きな期待にこたえることにな  
るんであろうというふうに思いますし、私自身、当然のお考えだろうというふうに同意をす  
るわけであります。賛同するわけであります。

今回、この協議第23号の中に提案されておりますことにつきまして、そのような観点か  
ら考えまして、この議員の在任特例、またその後の定数特例を加えるという、このような考  
え方、提案の原案につきましては何ら問題はない、賛成をする。このことを申し上げまして、  
意見表明といたします。

○米原会長 ありがとうございます。

○栗駒委員 ほかの問題で意見を述べておりませんので申し上げておきます。特別職の身分の  
取扱いについてですけれども、両市町の長が別に協議して定めると言われましたけど、この協  
議会で決めずに別に協議する必要性がどこにあるかわかりませんので、新堺市に新たな職  
を設ける必要はないというふうに思いますので、したがって、この内容については承認でき  
ません。

また、各種事務事業の取扱いにおいて、議会議員の報酬等についてでありますけれども、  
先ほど申し上げましたように、議会の定数及び任期についての項目についての前提が違いま  
すので、この点につきましても承認できないということを申し上げておきたいと思ひます。  
以上です。

○高島委員 最後の協議会ということになって、今、いろいろご意見が出てるんですが、ひと  
つはっきり、その合併特例法第7条第1項第2号、ちょっと正式に出してくれませんか。ど  
ういうふうになってるんですか。

○米原会長 ただいまから事務局に、ご質問に対する回答をしていただくようお願いいたし

ます。

○吉田事務局長 第7条第1項第2号でございますが、ちょっと読み上げさせていただきます。

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間、この期間について認めるということでございます。以上でございます。

○高島委員 ということは、堺市の任期が平成19年4月30日、その4月30日まで、現在の美原町の議員の方々18名が留任して、今回の合併の詳細について精査してもらうと、そういう意味ですね、そう理解したらよろしいですね。

私は、その件につきましては賛成とさせていただきますが、一つちょっと、ここにはいろいろ金額等は一切書いておりませんが、今日の美原町の議員の報酬、それから堺市の議員の報酬、私も閲覧させていただきました。大変な差があることもわかっております。一つの例として申し上げますが、今、政令都市と認定されている全国の都市は、前年度入れて13になったかなと思うんですが。私ら隣地している大阪市の議員の報酬が、表現は悪いですが、ブラックリスト、ナンバーワンになっているんですね。一番、議員の報酬が高いわけです。もちろん起債も相当、5兆からあるということ。これは15年度のデータですから、現在どうなっているか、私わかりませんが、堺市の、ここにも議員の方々おられるんで、少しきついことを申し上げますが、大阪市と余り変わらない。私は一番最初の協議会の席で申し上げたように、基本的に関西地盤沈下にならない合併、大変重要なことであるし、チャンスであるし、そういう意味では大賛成やと、こういうふうに申し上げた経緯があります。

それは何かといいますと、理は基にありということを、私は川という表現で申し上げたと思うんですが、この修正・調整案の中に、金額は出てませんから、わからないんですが、今回出されているこの案件の中で、議会議員報酬は、原則として堺市制度に合わせると、こう書いています。ということは、大変申しわけないんですが、余り行政改革としては、このままではなされない。やはり、大阪市に準ずるような政令都市になることは、関西地盤沈下の大阪府では2番目に、今回、もし合併して政令都市になるのであれば、2番目の政令都市ということに、大阪府下ではなるわけですね。だから、私は大阪市の二の舞になっては困る。そのためには、今、ここにおられる協議会の委員の皆さん方が一生懸命、1年からかかって協議されてきております。両市町民の方々も、私はあながち反対という意見も一部あるかもしれませんが、大多数は賛成の方向に動いていると私は確認はしておるんですが、ただし、私が申し上げるように、川の中のへドロをしゅんせつしてもらわないかんとということを最初に申し上げております。

そのしゅんせつするということは、もちろん職員の数も含め、今の議員の報酬も含め、すべて市町民に負担がかかるような行政組織では余り透明度がないのではないかなと。それが懸念されるんで、前回のときにも、私は小骨がここにひっかかっているという表現はさせて

いただいたわけですが、金額は、ここには出ておりませんが、そこら辺のことを本当に真摯に考えていただいて、調整というところは、そこら辺がまだ、協議・調整するという表現になっておるんですが、私は例えば18名、今の特例による議員の堺市に準ずるとすれば、19年の4月でございますが、今の美原町の方々の年俸はそのまま推移していただいて、そこで初めて、政令都市になってということになるんかどうかわかりませんが、改めて議員数を52名にするんか56名にするんかわかりませんが、そこで選挙するのはやぶさかではないと。

もちろんそれまでには、今おられる美原町の議員の方々も、ご自分たちが自分の目できちっと、合併されたと仮定した場合の話ですが、その成り行きをしっかりと精査していただいて、もちろん審議会制度もできるんでありますが、議員職というのは町民から選ばれた代表でありますから、責任は発生します。だから、おのずから、先ほど栗駒委員からお話がありましたように、責任上、私は、やはりこの任期の間はきちっとやってもらわなきゃ困る。ただ、報酬については、あながち私は堺市に右へ倣えでいく必要はない。それはいかになくてもいいけれど、18名は責任上、私はやってもらうのが義務であると。私はそういう意味で、今の特例法はやるべきであるということをもっと申し上げてですね。まず、議員報酬というのはどこで決められるのか、ちょっと会長、どなたかにお答えしていただきたいんです。

○吉田事務局長 どこで定めるかということですが、これは議会の条例で制定されるようになりますので、議会での審議というふうになります。以上でございます。

○高島委員 わかりました。だから、ここに今、2号委員の方々としまして、両市町から議員の方々が協議会の委員として参加されておりますが、ここに聴講されている両市町民の方々もたくさんおられます。まず、そこら辺をよく腹のというか、肝に銘じていただいて、両市町民が納得するような議会制民主主義じゃございませんが、今は今で、私は責任上、美原町の、とにかく議員は、この2年1カ月になるんですかね、特例法でいくと、2年1カ月ですか、延長されるのは。

○吉田事務局長 合併の期日がまだ後の審議でございますので、それが決まってからの話になりますので、今現在では、ちょっとまだ申し上げにくうございます。

○高島委員 そうですか。だからそこら辺をよく理解していただいて、議員の皆さん方が傍聴席にもおられると思うんですが、よく検討していただいて、両市町民の方々が納得するような報酬、また、その暫定期間延ばす、延長する分についても、これやったらしょうがないじゃないかと、だけど先ほど申し上げたように、大阪市の議員の報酬はブラックリスト、ナンバーワンです、政令都市では。堺市の、私が見た議員報酬も大体それに近いということをよく認識していただいて、できるだけ透明度のある議会制度の中で審議していただき、何でもかんでも堺市に順応するという表現でなくて、やはり必要なものは必要なものであります。もう少し自信とプライドと持って新しい新市をつくるように心がけてもらうことをまず

申し上げて、意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○山口委員 堺市の山口でございます。在任特例の問題につきまして、市民の立場から発言をさせていただきたいと思っております。

先ほど米谷委員さんが、合併の在任特例の問題については、まず、両市町が住民の利益を第一に優先させねばならないこと、そして住民感情に配慮しなければならないとおっしゃいました。私は大変ごもっともなご意見だと、そのご意見には賛同いたしますが、ただ、在任特例の問題を考えると、先ほど住民感情というのは、非常に両市町の財政が厳しい中であって、やはりできるだけ住民負担が発生しない、できるだけお金がかからない方法でという意味でおっしゃられたと思うんです。ただ、住民感情というのは、じゃあ、果たして財政、お金の問題だけに、本当にすべての住民の方々が始終しているのか。ここで少し一考を要する必要があるかと思うんです。

私もいろんな市民の方々の意見を聞いておりますけれども、確かに財政に対しての注目度というのは関心は高い、できるだけお金がかからないように、合併によって住民負担がふえることのないようにというご意見もいただいております。そんな中であって、じゃあ、合併は今回、美原町と堺市で何のために合併するのかということを考えた場合にですね、美原町民の皆様の中には、合併の目的を果たすためにこそ、今の18人の議員さんを、たった2年間ではありますけれども、在任特例という、2年間とは言い切れませんが、今の段階では言い切れませんが、何年かの間、美原町の住民代表として、きちっとやはりこのまちづくり、新市の建設計画が今後果たされるかどうかということをごきちんとしてほしいという声も大きくあろうかと思っております。

また、一部の新聞報道で、前回のこの協議会から報道されてきましたような、今、美原町の18人の町議会議員さんの中で、私はあのような報道に見られるような、在任特例を適用したら、今の月給よりも、月給と言ったらだめですね、議員報酬よりも非常に高い報酬をもらえるから在任特例を適用してほしいなどという、そのような、そのような意思を持った議員さんが一人もいらっしゃらないということ。私はこの合併協議会で同席させていただいた議員さんのことしかわかりませんが、肥田議長を初めとして、そんなご自分の身分や報酬の問題で合併の問題に取り組まれている議員は一人もいらっしゃらないということを確認しておりますが、このあたり、また後ほどご意見がありましたら、聞かせていただきたいと思います。

本来、そのようなご自分の報酬の問題とか、身分保障の問題を考慮しておられるならば、在任特例を適用しても、在任特例期限が切れた後には、議員さんは今の18人から美原町はたった2名ということになるわけですね。先ほど我が市の栗駒委員さんが、在任特例は例外措置であるという、確かに国の法律はそうでありましようけれども、じゃあ、堺市が今、52名を定数としている。それを編入合併だからといって、こちらの定数はこのままやでと

ということで、果たして、じゃあ、法律どおり、だからこそ、美原町さんはもう2名だけで結構ですよというようなやり方で、本当に両市町の将来のまちづくりをきちんとやっているのかどうか、これは市民の方々も随分考えておられると思います。ですから、財政の問題を考えることは、もちろん確かに大事なことでありますが、それと同時に、合併の本来の目的である美原町と堺市が新しいまちとなって、政令指定都市をめざして、今先ほど高島委員もおっしゃいましたけれども、先例のある政令指定都市の財政状況など、よく動向を見ながら、同じ失敗を繰り返さないように、両市町民が力を合わせて頑張っていこうではないかということで始まったはずだと思います。そういう一市民の意見として申し上げておきたいと思います。

○米原会長 ありがとうございます。ただいま審議していただいておりますことは、給与が高いとか安いとかいう話ではございませんで、それは後で合併後の議会でお決めいただくことでございまして、今は定数といえますか、議員さんの数を今、山口委員さんのお話にもありましたように、この平成19年4月以降は2名でいきますという、この案をご承認いただけますか、どうでしょうかと。これにつきまして、ちょっと時間も本日逼迫しておりますので、賛否をお聞きさせていただきます。

事務局提案の原案でございます、第23号「各種協定項目の取扱い〔その7〕（案）」、議員さんの数の話ですが、原案でよろしいという方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

どうもありがとうございます。ご承認いただける委員さんの数が29名でございますので、可決ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

ちょっと特別職につきまして、堺市長さんからご発言がございますので、よろしく願い申し上げます。

○木原副会長 特別職の職員の身分の取扱いという協議事項がございますので、私の方から一言だけ申し述べる方がよいかと思っておりますので、意見としてお聞き取りいただきたいと思っております。

美原町の常勤の特別職の職員につきましては、この表の中にも職名と、それから就任、任期満了、書かれておりますが、これらの特別職の皆さんにつきましては、美原町の事情を十分熟知されておられまして、そしてまた、美原町における町政において実績のあらわれる方ばかりだというふうに私は認識しておりますので、この取扱いについては、美原町長さんと一緒に人事案件でもございますので、十分協議して、関係の皆さんにもご了解をいただいた上で決めてまいりたいと。合併がもしなりますれば、その日までに確定をしてみたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○米原会長 どうもありがとうございます。それでは、続きまして協議第24号の「基本4項目の取扱い（案）」を議題とさせていただきます。

事務局から説明していただきますので、どうかよろしく申し上げます。

- 吉田事務局長 それでは、協議第24号「基本4項目の取扱い（案）」につきましてご説明を申し上げます。

議案書の右肩に協議第24号と記しましたページをごらんいただきたいと思います。委員の皆さん方につきましては、赤のインデックスで2と記しているページでございます。

合併協定項目の最後の項目といたしまして基本4項目をご提案させていただいております。まず、合併の方式につきましては、これまでの協議経過を総合的に勘案しまして、美原町の区域を堺市に編入する編入合併とすると記しております。また、合併の期日につきましては、平成17年2月1日としているものでございます。続きまして市の名称でございますが、先ほどの合併の方式の提案を踏まえまして、堺市といたしております。事務所の位置につきましても、合併の方式の提案を踏まえ、堺市南瓦町3番1号（現堺市役所の位置）といたしております。以上でございます。

- 米原会長 どうもありがとうございました。これが協議第24号でございましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お聞きしたいと思います。

- 栗駒委員 この基本4項目は、第1回の協議会で審議がなされました。第1回の協議会において、合併の方式どうするかということにつきまして、他の委員さん何人からも、これは合併の根幹の問題であり、編入方式ということについては、美原町の住民の皆さんの間では、特にデリケートな問題であるというふうなご認識が何名の方から示されました。私は、合併のこの期日について、特例法の期限内の早い時期をこれをめどとするという提案とあわせまして、住民の皆さん方の理解が必要であることから、慎重な審議が必要だという意見を申し上げました。合併の方式と合併の期日についてを含む基本4項目について賛成か反対かという、こういうご提案でございましたので、慎重な審議を求める立場から意見を保留するというふうなことを申し上げました。その後、美原町では、2回目の住民投票を求める直接請求運動がございましたが、結果として、住民の判断を示す機会がなかったというふうに聞いております。堺市でも、その直接請求運動が継続中でありまして、しかし、現在までのところ、まだ住民投票を行っていないという状況であります。

住民投票だけではありませんけれども、こうした問題、根幹の問題、デリケートな問題、こうした問題につきまして、住民の理解を求めた上での慎重な審議になっていないというふうに私は思いますので、そういう点で、堺の住民団体から米原会長あてに、合併協議の打ち切りをせず、慎重審議を求める要望書、これも届いてるかというふうに思いますけれども、合併期日に合わせて協議会の日程を組むと、こういうやり方は、やはり住民の納得を得ないものだというふうに考えますので、このことから、この基本4項目については承認はできない、この意見を申し上げたいと思います。

- 米原会長 ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

それでは、お1人の栗駒委員さんのご発言がありましたけれど、採決をお願いいたします。協議第24号「基本4項目の取扱いについて」をお諮りいたします。

賛成の委員の方の挙手をお願い申し上げます。

(賛成者挙手)

ご賛成の方、29名でございます。よって、本件は承認していただきました。どうもありがとうございました。

○吉田事務局長 先ほど、冒頭に申し上げましたように、採決の場面につきましては、報道関係の方々から、一応カメラ撮りのご要請がございますので、先ほどご許可いただいておりますので、その部分につきましては、カメラの方、許可させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○米原会長 ただいまご協議いただきました基本4項目の取扱いをもちまして、本合併協議会で協議をすべき協定項目についてはすべてご承認をいただきました。したがって、本協議会としての結論を得たいと存じますが、結論をお諮りする前に、先ほど申し上げましたように、協議全般に関するご意見でも結構でございます。高島委員からは、事前に書面でご意見をいただいておりますので、これにつきましては、両市町の長にお伝えいたしますが、皆さん、何かほかにもいろいろご意見がございましたらどうか。

○栗駒委員 最終的に合併について承認するかどうかということにあたりまして、最後に意見を申し上げたいというふうに思います。

きょうは、石原顧問もお見えでございますけれども、第1回の協議会の折のご講演で、住民サービスは高い方に、負担は低い方という合併の原則についての言葉、お話がございました。私は、この合併によって、果たして住民サービスが高い方に、負担は低い方ということになるのかどうかという立場で、堺市だけではなく、美原町の住民の皆さんの立場に立って、この協議会の審議に臨んできたつもりでございます。その立場から幾つか意見を申し上げます。

例えば子育てに安心感が持て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進める。こういう文章が新市建設計画に記載されていますけれども、それでは、具体的な問題として、各種協定項目ではどうなっているかというふうにいいますと、美原町で実施され、好評を得ている児童館につきましては、堺市では現在実施されていないが、これがどうなるのかということについてお聞きいたしました。この文章では、当面は、それぞれの制度で実施するが、5年後をめどに調整するというふうにして結論が先送りにされています。また、学童保育の利用者負担についてでありますけれども、堺市は現在8,000円です。おやつ代を入れますと1万円でございますけれども、美原町は4,000円です。これがどうなるのかということにつきましても、これも児童館同様、当面はそれぞれの制度で実施するが、5年をめど

に調整するというふうにして先送りにされています。

事務事業の調整の基本方針は、堺市の制度を基本に、一体性の原則や行財政改革の原則等を勘案して実施するというふうになっています。これでいきますと、住民サービスは低い方に、負担は高い方という、そういうおそれがあると、こういうふうを考えまして賛同いたしませんでした。

また、新市建設計画についてでありますけども、1月の第8回の協議会において、私は、例えば少子化問題や高齢者対応ということで、それを理由に挙げていますけども、しかし、自治体の規模が大きくなるほど、きめ細かいサービスができにくくなることや、また、新たな都市軸や新都心や新拠点という都市を膨張させる、そういう新市建設計画の内容になっておりますので、これでは、今後、人口が減っていく中で、現在大きな問題になっております都心や商店街の空洞化をどうするんかという課題にこたえられない、逆行するんじゃないかということなどを述べまして、こういう新市建設計画の内容では、合併本来の目的を果たせないというふうを考えまして反対いたしました。今、市議会の定数及び任期の取扱いについて、あるいはその他の問題につきまして、ただいま意見を申し上げたとおりでございます。

以上、これまで10回にわたりまして私の意見を申し上げてきましたことを概括申し上げて、個々の内容で同意できないということではなしに、合併協定の内容全体にかかわる、そういうふうに思っておりますので、したがって、この合併については承認できないと、この意見を表明したいと思っております。以上でございます。

○米谷委員 合併の承認の問題についてでございますけども、第9回の協議会の席上で、美原町住民は今は財政問題、また、政令都市になれば、市町村建設計画の実現、それから堺市の行財政計画の実情、公共料金、行政サービスについて、美原区の財源と権限、事務事業の協定項目の調整などの点について不安を持っておるということを指摘しました。そして、合併の是非を検討するということが第1回協議会の中で、この合併協議会の任務として確認をしておりますが、この合併の是非を検討するということが、これらの住民の皆さんの意見・不安を合併協議会で取り上げ、協議する。そのために、住民の皆さんが合併の是非を判断できる資料の提出が必要だということを申し上げました。しかし、今まで、きょうで10回の協議となり、きょうが最終になります。これらの判断材料の提出を求めてまいりましたが、部分的にはやっと出されたものの、依然として資料は明確になってないということが今も続いております。

そして、前回7点の資料提出を求めたわけですが、まず1番目に、合併した場合、しない場合の住民のわかりやすい財政資料の見通し。それから2番目に、政令都市になった場合の財政状況。3番目に、美原支所・美原区の権限・財源、住民自治のシステムはどうなるか。4番目に、市町村建設計画、地域愛創造支援事業実現の担保、保障のシステムはどうされるのか。5番目に、堺市が行財政改革を行った場合の行政サービスの変化の具体的内容。

6番目に、合併特例債が払い終わるまでの財政シミュレーション。7番目に、協定項目の事務事業の調整方法の言葉上の整理という7点を求めました。後で政令都市の概要が説明される予定になっておりますが、今回で合併に対する協議がすべて終了いたしました。この私が求めております美原町の住民の人たちが一番知りたがっている合併の是非の判断をできる資料がいまだに示されておられません。これでは合併に対して承認しようとしてもできないわけでございます。よって、今回の合併の承認については反対の意見を表明いたします。

○宮原委員 美原町の宮原でございます。商工会を代表いたしまして、二、三、要望を述べさせていただきます。

堺市・美原町合併協議会も最終回を迎え、美原町商工会といたしまして、一言、要望事項等を述べさせていただきます。

私は、第1回協議会で申し上げましたように、20対1の合併でございますので、一般的には種々の意見もございますが、小者の美原町といたしましては、法律で定められておる在任特例を利用して、議員及び特別職の残留により強者堺市におくれをとることのないように、美原町の住民のために一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

これから要望に入ります。要望その1、我々美原町には鉄軌道がございませんので、鉄軌道の誘致が一番望まれるところであります。幸い、堺市におかれましては、LRT路面電車の臨海地区より、堺東駅を経て、堺市駅までの設置が決定しておりますので、この際、ぜひとも美原町までの延伸決定をお願いする次第でございます。これは切にお願いをいたします。

要望その2、金融機関の件でございますが、美原町には強力な金融機関が残念ながらありませんので、新市になりました後は、新市を挙げて地元密着型の金融機関の誘致を切にお願いをいたします。

要望その3、事業所税の問題ですが、美原町には約150社の対象事業所があります。これは合併より5年間という猶予期間があり、その間にいろいろと規定等もありますので、専門家の人をお迎えいたしまして検討をいたしたく思います。よろしくをお願いをいたします。

要望第4、地域審議会の組織及びこれからの活動につきましては、地元行政と密着したものにすべく、合併特例債の使途も慎重にお願いをいたします。行政当局としましては、審議会と慎重協議の上、諸事に対処していただきますようによろしくをお願いをいたします。

以上で私の新市になりましたの要望事項を終わります。ありがとうございました。

○榎峯委員 堺市の榎峯でございます。本日、第10回合併協議会を終えるにあたりまして、一言申し上げます。よろしく申し上げます。

合併協議会も回を重ね、本日提案された協議事項ですべての項目が調整を終えることになりました。米原会長さんには大変お世話をかけております。昨年6月に第1回の協議会を開催後、毎月の会議におかれましては、議事の進行に終始心をお配りになり、おかげをもちまして、当初のスケジュールがすべて終わることになってきつつあります。このことは、私た

ち協議会委員だけでなく、堺市と美原町双方の関係者が一様に感じるところでございます。米原会長さん、大変ご苦勞さんでございました。ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。また、事務局の皆さん方も大変だったと思います。ご苦勞さんでございました。今後よろしくお願いを申し上げます。

さて、協議会においても、合併協議が調い、今後、美原町長と堺市長の間で合併協定の調印、それぞれの議会で決議を得て、いよいよ合併の運びとなってくると思います。私は、自治会関係から選出された委員ということで、この合併協議会にかかわってまいりました。

皆さん、ご存じのように、美原町では区長会があります。堺市では自治連合協議会があります。地域と行政をつなぐという大きな役割を私たちは担っております。一方、区長会と自治連合協議会とは、これまでの長い歴史的な経過や、それぞれの町や市とのかかわりという点におきましては、少なからず違いがございます。しかし、お互いに地域コミュニティの確立、そして、住民の自治と諸問題の推進という観点から、めざすところは同じと考えております。今後は、私ども堺自治連合協議会は、美原町区長会の皆さんと十分に意思の疎通を図りながら、合併した後は、できるだけ早い機会に一体性を図ることができるよう検討するとともに、お互いに確認をしていきたいと、このように思っております。

新しい市におきましても、市民協調による安全で、安心で、豊かな楽しいまちづくりの推進に、お互いに手を携えて、大いに取り組んでまいりたいと思っております。今後とも関係する皆様方の力強いご支援、ご指導を切にお願いをするところでございます。これからもよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○肥田委員 肥田でございます。先ほどは山口委員さんから、在任特例に関する中で、なかんづくの報酬の問題について明快、明確に、平素、私たちの思っておる心中を、お伝えをここで願ひまして、私、拝聴しながら、私の思いの胸中、そのままコピーしてあなたがここでご披露していただいたんじゃないかと、非常に感銘も深く覚えた次第でございます。中でも、特に我々、私以外の方はそうではないと思うんですが、僕は至るところで煩惱を發揮します。なかんづく、その煩惱の中で一番の問題点は、まず、そねみ、ねたみということは非常に大きく罪をつくり出す、このいろんな数あるビラ、あるいはその他のそれぞれの伝言の中にね、あいつら、おれより3倍も4倍の給料とると書いて書いとるやないかと、はたのことは何にもないんです。そのねたみが大きくそれが波長を描いているというような現実でございまして、それだけに、胸中たるや悶々たる思いがしておりましたけど、きょうは本当に溜飲を下げた思いでございまして、あなたがご指摘のとおり、ここにおります委員の面々は、そんな小乗的な報酬が上がるのが、あるいはそれがどうだとか、そんなことを考えておる者は一人もおられません。でも、伝える機会がありませんでして、きょう、あなたがその代弁をまさしくしていただいたんじゃないかと、こう思っております。ありがとうございました。

さて、昨年4月に本町と堺市との間で法定合併協議会を設置し、6月からお互いが対等尊

重の立場で真剣に協議をしてまいりました。本町と堺市とは、歴史的に見ても、文化や産業、交通を通じて随分深い関係があるものであります。これは任意協議会のときに先生方がお越しをいただきました。そのときに文化財を背景とした本町と堺市との、堺市の刃物のまちとしての由来もそのときに少し私は述べさせていただいた、それほどの親密感を抱いております。それは合併に関連してではなくて、平安朝時代からの歴史の中を皆さんに申し上げたと思うわけでございます。

これまで48年間は、市町村の境界というものが存在し、私たちの心とは別に、行政によりつくられた境界が存在しておりました。しかし、この合併を行うことで、本町の主体性を残しつつ、堺市と一本化していくことが鮮明になり、まさに美原の再構築をめざした新たな船出を迎えることとなります。あえて一々例を挙げることはいたしません、協議開始から今日まで、表現でき得ぬ事柄なり、実にいろいろなことがございました。しかし、この10カ月間は非常に早く時間が過ぎたように思います。

これは、きょう、この会場に参りまして、控室で、私の前の方におられます、それぞれの委員さんたちと雑談を交わしましたその中で、長いようで、しかし短かったなど、お互いにこのような一言で、この10カ月間は去来したわけでございますけれども、随分と皆さん方の大きな大乘的な見地から接していただいたことを改めて感謝を申し上げます。

この行政内部にありまして、部下から愛町精神にあふれた情熱が先走った案が寄せられるものの、究極は総括責任者たる町長が勇断、そして決断、英断を強いられるのは当然の理であります。このような苦悩についても、古くから、このうちの高岡町長とは、肝胆相照らす仲の友人である私に、その苦衷をよく語られまして、私からも平素から激励したものでありますが、この高岡町長に幾たびか肩をたたきながら、弱音を吐いちゃだめだぞ、こうして叱咤激励をしてまいりましたが、今回の決断に改めて、旧知の友に心から敬意を表するものであります。高岡町長、ご苦労さんでした。また、委員各位におかれましては、個人や団体の利益のみに隔たることなく、また、両市町の将来的な発展に向けて精力的な議論をしていただけたことに深く感謝しております。とりわけ、堺市側の委員各位におかれましては、本町の合併への取り組みに対し、先ほども申し上げました。本当に大乘的な見地から深いご理解をいただき、感銘を覚えております。感激をいたしております。

結果として、美原町域に重点を置いた市町村建設計画が策定されたこと、美原区の設置を検討することなど確認、決定していただき、ご協力感谢您しております。私ども美原町民の思いが一つ一つ着実に実ってきたもので、私自身、感銘を覚えているところであります。しかし残念ながら、一部の市民団体の中には否定的な発言なり、私利私欲のために協議しているといった虚言虚報を繰り返す方がいるのもまた事実であります。本協議会での協議の状況や結果については、事務局においても、また、両市町の理事者においても広報に尽力いただいているところでありますが、引き続き住民の皆様に対し、町村合併に関する正しい情

報をお伝えしていくようお願いをするものであります。

今後は、この合併協議での決定事項を円滑、かつ精力的に推進をしていただき、美原町が早期に堺市に溶け合っただけで一体となって政令指定都市・堺市として、また持続的な発展と住民福祉の一層の向上が図れますよう切に願うものであります。

ここで少し案件から外れるかわかりませんが、第7回目であったと思うんですが、この協議会の席上で、堺市の長谷川議員、また、うちの石橋議員の両名、それに住民投票運動を促進する会の市民、これらの方が水道問題で土足で上がって、そして水道所長と、その他幹部が数時間監禁、軟禁状態のような状況で詰問されましたことを申し上げました。今さらここで繰り返し申し上げるつもりはございませんが、その所長は引責辞職をいたしました。そういう突然の無頼漢が乱入したようなことがなければ、まだ所長は水道所長として活躍してくれているわけでありまして。

さらに、そのときの総務課長そこにおりまして、総務課長がそれ以来、非常に大きなショックを受けまして、そしていろいろと診断をされました結果、そううつ病という、俗にうつ病というんですが、そういうことで、きのう初めて役所の方に来たようでございますが、初めてここで皆さん方に、なぜこれをご報告を申し上げたかということになるんですが、事、この病名については、我々医事医療に関係のない者が不用意にこれを口にするのは法的にも疑義がございます。しかし、あえて私は本人の承諾を得まして、これを取り上げて、あなたの名前が出てもいいのかと、いいということをお聞きして本人の承諾を得て名前を出したわけでございますが、この問題については、私は、事本人が1年半ほど、この問題で自分の体調を壊して、このままのようになるか、私はドクターでないからわかりませんが、非常に人権上の問題にしても、由々しい問題があると思います。このまま、きょう、最後の協議会の席でございますので、一応皆さん方に、理事者を初め議員の皆さん方に、よくこの問題を申し上げておきまして、さらに発言の機会といえ、新市の議会が発足いたします。そのときには、改めてこの問題を取り組みたいと、このように思っておりますので、そのときは何とぞ、ひとつ深いご理解を賜りますように切にお願いを申し上げまして、私のご報告といたします。ありがとうございました。

○宮原委員 意見ではないのですが、先ほど述べさせていただきましたお願いの中で、LRT、この電車のことで、決定と私申しましたが、どうも決定ではないらしいでございますので、構想だということであるらしいでございますので、この点は訂正させていただきたいと、このように思います。ただし、私は、いつも読売新聞で、この1月1日にこういう読売新聞が出ておるわけです。これを私は、美原町がもしも新市になった場合には、これをぜひとも堺市さんの方にお願いをいたしまして、そして、この電車を美原町まで延ばしていただきたいということが頭の中にもずっとありますので、これはもうずっと私、持ち歩いておるわけです。その結果、構想が決定になったのではないかと思いますんですけども、ひとつどうぞよ

ろしく願います。えらい申しわけありませんでした。

- 松岡委員 いよいよ最後になってまいりまして、長い間、いろんな問題がございました。ただ、きょうが終わりやということやないんです。これからが出発やと思います。ですから、以前にも論議出ましたように、委員の中から何人か、そういう見届けるというか、そういうような委員を出し、そして、これからの早くて10年、その間は十分チェックをしていきたいというように考えます。

また、先ほど来いろいろ問題になりました議員の問題、報酬の問題絡むんですから、そういうぐあいになったんやと思うんですけども、18名の美原の議員、堺の議員となって精いっぱい頑張ってもらいたい。また、この合併問題を堺も美原も、よかったと言えるような状態にもって行ってほしいと思います。また、今、宮原委員も言いましたよう鉄軌道の問題、これ、案ではなしに、早いこと、そうやるんだという決定という言葉が欲しいというように思いますので、あわせてお願いしておきます。以上です。

- 米原会長 ありがとうございます。いろいろご意見をいただきましたが、大分時間もたっておりますので、ここで決をとらせていただきたいと思います。

この合併案にご賛成の方の挙手をお願い申し上げます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。29名の方のご賛成をいただきましたので、本案は可決されました。どうもありがとうございました。

今後、両市町の間で合併協定書の調印など、合併に向けての手続を行うということになりますが、事務局から今後のスケジュールについて簡単にご説明を申し上げます。

- 吉田事務局長 今後のスケジュールでございます。本日の協議会におきまして、すべての協定項目について協議が調いしましたので、協議内容に従いまして合併協定書を作成し、堺市長及び美原町長で調印を行うこととなります。委員の皆様方につきましては、後日、合併協定書を策定いたしまして、調印式のご案内とともにお届けさせていただく予定でございます。また、調印が調いしましたときは、後には、堺市、美原町のそれぞれの議会で合併のご議決をいただきまして、両市町の長から大阪府知事へ合併の申請を行うという形になります。そして府議会の議決、知事の決定をいただいた後、大阪府から総務大臣に届け出を行いまして、総務大臣の告示をもちまして、本協議会が期日と定めました平成17年2月1日の合併の効力が発生することとなるものでございます。以上でございます。

- 米原会長 どうもありがとうございました。それでは、次に最後の議案、協議第25号の「平成16年度堺市・美原町合併協議会予算(案)」を議題とさせていただきます。

それでは、これにつきまして事務局からご説明くださいますようお願い申し上げます。

- 吉田事務局長 それでは、協議第25号「平成16年度堺市・美原町合併協議会予算(案)」につきましてご説明申し上げます。

協議第25号平成16年度堺市・美原町合併協議会予算（案）をごらんいただきたいと思  
います。委員さん方の資料では、赤色のインデックスで3と付してございます。

本予算案につきましては、堺市、美原町の3月議会の議決を経て、両市町の負担金が確定  
した後に正式なものとなりますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

予算額は総額で3,010万2,000円となっております。まず、歳入は両市町からの  
負担金、大阪府等の助成金から構成されておまして、それぞれ1,710万円、300万  
円、1,000万円を見込んでございます。なお、両市町の負担割合につきましては、今年  
度と同様とし、参考までに申しますと、堺市が1,268万5,000円、美原町が  
441万5,000円でございます。

歳出でございますが、会議費といたしましては、平成16年度は決算額の事務手続の確認  
など、必要な会議開催を見込みまして、239万3,000円としてございます。次に、広  
報広聴費でございますが、協議会だより発行等に係る委託料で2,223万7,000円と  
してございます。その下、事務局費でございますが、447万2,000円で、事務所の借  
上げ等で290万3,000円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○吉田事務局長 ただいま来年度予算についてのご説明がございましたけれども、これにつ  
いて何かご質問、ご意見等がございましたら、お聞きさせて…。

（「異議なし」の声あり）

異議なしというご意見いただきましたので、本案を原案どおり可決させていただきます。

それでは、続きまして次第の3、その他でございますが、政令指定都市制度の概要につ  
いて事務局からご説明申し上げます。事務局、お願いします。

○太田堺市合併・指定都市推進部理事 堺市の合併・指定都市推進部の太田と申します。お手  
元に配布の政令指定都市制度の概要につきまして、簡単にご説明をいたします。

まず、1ページをご参照いただきたいと思ひます。政令指定都市の要件というふうにお書  
きをしてございます。ご案内のように、地方自治法におきましては、政令で指定する人口  
50万以上の市、こういう規定でございますが、そこに七つほどお書きしていますのは、こ  
れまで政令市に移行した各市がこういった基準といいますか、問われてきたと、こういう経  
過でお書きをしています。

さらに、その下でございます。要件の一番大きなものといいますか、人口要件でございま  
すが、国におきます市町村合併支援プランにおきまして、政令指定都市の弾力化というこ  
とで大規模な合併が行われた場合に、指定を弾力的に運用すると、これが明言されておと  
ころでございます。

次に2ページでございます。今、1ページの方でご説明をいたしました七つほどの要件、  
これに対しまして、近年、政令市に移行いたしました仙台市、千葉市、さいたま市、それか

ら新しく市になります堺市、美原町の状況といったものを一表にしたのが2ページでございます。

3ページの方は参考の資料ということで、現在の政令指定都市が移行になった年月、それから指定時の人口、面積等々を表にしたものでございます。

続きまして4ページでございます。政令指定都市制度の特例といいますか、概要を記載してございます。大きく四つの特例がございます。4ページの方のまず1番目が事務配分上の特例、そこに例として児童福祉、都市計画、道路等に関する事務を列記しておりますが、おおむね府県並みの事務配分が与えられているのが指定都市制度と、こういうことでございます。

それから、5ページの下の段のところですけども、関与の特例、これは同じく指定都市が府県並みということから、主務官庁といいますか、従来ですと、知事の許認可というものが直接主務大臣の認可とか許可に変わると、こういう仕組みがとられております。

それから、続きまして6ページです。行政組織上の特例、いわゆる区制の問題でございます。大都市にふさわしい行政体制ということで、政令市は、①にありますように行政区、6ページでは各政令指定都市の面積と人口、それから区の数、その区の中で人口が一番大きいところの人口、または一番小さいところの人口、同じように面積についても比較をした表がその6ページの表でございます。

それから7ページでございますが、区役所の事務というのも法律の方で規定がございます。ア、イと分類をしておりますけれども、主に市長の事務をかわって区長が多くの事務を行うことになる、こういう仕組みになってございます。

それから8ページでございますが、財政上の特例、4番目の特例、これは第6回の協議会だったと思いますが、同様の説明をさせていただいたところでして、歳入の部分で申し上げますと、この枠組みに書いてある部分が堺市、美原町を適用されるとすればですね、約150億円程度、さらに欄外に書いていますように、それ以外にも宝くじの収益金等々の収入があろうというふうに言われております。

それから9ページでございますが、政令指定都市移行までの手続ということで、さいたま市の政令指定都市移行までの経過を簡単に書いてございます。この移行までの手続につきましては、特段、法律等で明記されたものはございませんけれども、さいたま市の例もそうですし、また以前の例も、こういった同じような手順をたどっておるということです。

ちなみに申し上げますと、新しい市ができてから、市議会で意見書の可決、採択、それから知事、県議会への要望、府知事、府議会への要望ですね。それから同様に府議会の方で同じく意見書の採択、それらをあわせまして大臣への要望と、こういった手続を経まして、政令市移行に向けた閣議の決定と政令の公布がなされる。ちなみに、政令市の移行日といいますか、これは一応4月1日というような基準で運用されているようでございます。

それから10ページでございます。支所のあり方についてというところで書かせていただいております。政令市移行までのその支所のあり方ということでご参考にしていただけたらと思います。まず1番目が現行の堺市の支所制の概要をお書きしています。組織としては、支所の中には地域振興課等6課を置いてございます。さらに健康福祉局の保健センター、これも支所機能の一つということで、右の方に線を引いてつながっているような格好になっておりますが、大きく支所の機能というふうにお考えいただけたら結構かと存じます。さらには土木部の地域整備事務所、これは直接つながってはおりませんが、区域行政を実施する上で住民さんの日常生活にかかわりの深い部分ということで支所に併設をしておりますので、そういった意味で広く支所行政というのは、こういう体制で現在のところ実施をいたしております。

それから、②として主な分掌事務ということで、現在のそれぞれの課が担当している事務、ちょっと大ぐくりかと思えますけれども、主な事務を列挙したのが10ページから11ページにかけての表と、こういうことにしてございます。

さらに11ページの下ですけれども、美原支所独自の事務のあり方ということで考えております。まず1点目が新市建設計画の実施でございます。新市建設計画に位置づけた美原町域の各種事業を実施するとともに、全市的な対応を要する事業については、本庁との連携のもとで当該事業にあたり、堺市の現在の支所のない事務を考えてございます。

それから、12ページに行っていただきますと、②としまして地域審議会の運営、既に地域審議会の設置を決定していただいているところでございまして、市町村建設計画の執行状況など地域の実情に応じた施策の実施につきまして、市長に意見を述べることのできる地域審議会の運営に係る一切の事務を行うと、こういうことです。

さらに3番目といたしましては、各種協定項目の調整結果に基づく事務事業、美原町域に存続する事務事業を円滑に実施できる体制を整備する。また、当該事務事業の円滑な一元化に向けた調整などを主な事務として取り組んでまいると、こういう考えでございます。

それから四つ目、モデル支所としての役割でございます。政令指定都市移行時の区役所機能を想定して、モデル的支所としての役割を担っていかうと。主な項目としましては、ア、イとございますが、一つが支所長権限、支所組織のあり方、本庁各課との事務事業の連絡調整機能の強化や効果的な支所内行政運営体制のあり方を検討する。それから、イとしまして、特色あるまちづくりの推進でございますが、市民参加・協働によるまちづくりの仕組みの導入等を検討すると、これが美原支所の大きな課題ということで考えてございます。

あと、13ページからは資料ということでおつけをいたしました。まず13ページですけれども、事務配分が今どんな形になっているか、表では三つの枠が重なっているような格好になってございますけれども、つまり、政令指定都市が一番大きく事務をやれる、権限等があると、こういうふうにご理解いただけたら結構かと思えます。

それから、14ページは行政組織上の特例の主なものを列挙してございます。一つが区でございます。区役所は当然設置をしなければなりません。区長さんも置く必要がございます。区助役につきましては、置くことができるという規定でございます。区収入役につきましては、置かなければならない、こういったような形になっております。

それから、(2)区選挙管理委員会、これも必ず置かなければならないことになります。

(3)人事委員会ですが、現在、堺市では公平委員会ですけれども、これは政令市になると、人事委員会を必ず置かなければならないと、こういうことになっております。

最後ですけれども、15ページ、16ページは各政令指定都市の区役所の課といたしますか、部制を簡単に書き上げてございます。将来、堺市が政令市ということになったときに、どういう区制をとっていかと、今後の検討課題だろうと思いますが、現在のその参考ということで挙げてございます。

説明は以上です。

○米原会長 ありがとうございます。これで本日予定しておりました案件につきましては、一応審議を終了させていただきました。

今回の協議会で堺市と美原町の合併に関する協議につきましては、委員の皆様方のご協力によって、すべてを終わることができました。委員の皆様には、昨年6月の第1回の協議会から本日の第10回の協議会まで、いろいろと議論を重ねていただきまして大変ありがとうございました。今後は堺市と美原町による合併協定書の調印や議会での議決などの手続を経て合併となりますが、合併協議に携わった者といたしまして、両市町が協力して、すばらしいまちをつくっていただきたいと思います。これはもう、ここにお集まりの皆さん方の、本当に立派なまちをつくらうという意欲でできることだと思います。ちょっとご反対の方もいらっしゃいましたけれども、惜しいと思います。本当にご反対のご意見を述べられましたお2人の委員さんは実力のある、すばらしい方だと私は思っているわけです。ご反対になりましたが、まだ十分な準備ができていないではないかというお考えであったと思いますけど、やはり人間、十分な準備ができてから出発するということが本当でしょうけれども、それを先生方の意欲と努力で克服して、いい堺市、政令指定都市をおつくりいただけたら、本当に私はもううれしく、ここに参らせていただいたかいがあったと思います。特にお2人の先生方の今後のご活躍を私はお祈りする次第でございます。本当にそう思っております、私は心の中で。

これで第10回堺市・美原町合併協議会を終わらせていただきます。本当にありがとうございます。

○吉田事務局長 冒頭に申しあげましたように、今、お見えいただいております石原顧問から、「～合併協議を終えて～ 政令指定都市に向けて」という内容でご講演いただきます。2時50分までの間、休憩といたします。どうもありがとうございました。

○午後 2 時 4 0 分休憩

○午後 2 時 5 3 分再開

○吉田事務局長 休憩に引き続きまして、ただいまより石原顧問によりましてご講演をお願いしたいと思います。

まず、石原顧問のご紹介をさせていただきます。

石原顧問は自治省財政局長、事務次官を経験されまして、昭和 6 2 年から平成 7 年までの間、内閣官房副長官としての役職にご就任の後、平成 8 年より財団法人地方自治研究機構の理事長につかれています。また、浦和市など 3 市が合併して、昨年 4 月に誕生いたしました全国 1 3 番目の政令指定都市に昇格いたしました、さいたま市の合併協議会の会長を務められるなど、市町村合併にご精通されてございます。

それでは、「～合併協議を終えて～ 政令指定都市に向けて」と題しましてご講演いただきます。石原顧問、よろしくお願いいたします。

～合併協議を終えて～ 「政令指定都市に向けて」

講師 堺市・美原町合併協議会

顧問 石原信雄

〔（財）地方自治研究機構 理事長〕

合併協議会の委員をしておられる皆さんには、大変ご苦勞さまでございました。先ほど第10回の協議会、最終の協議会の状況をつぶさに拝聴しながら、私自身も大変感銘を受けたところでございます。

私は、これまでの協議にすべて出席したわけではございませんけれども、その状況につきまして、協議会の事務局の方々から拝聴しております。米原会長の名司会のもとに、大変内容の濃いご協議をいただいたと聞いております。これまで長い間存続した市や町が一緒になるということは大変な出来事であります。住民にとりましても、また議会の皆さんにとりましても、執行部の皆さんにとりましても、これは大変大きな出来事であります。当然、合併については、いろんな立場から多くの議論が出てきて当然であります。また、出なければ、私はおかしいと思っています。新しいまちをつくっていくということになれば、活発なご議論があって当然であります。私は、その中で、事柄によっては賛成の方もおり、反対の方もおり、それぞれの立場、立場、考え方によって議論が深まると。そして、やはり究極的には、その地域の住民のために最善の結論を得るということが、この協議会の目的だと思います。

そういった意味では、私は、堺市及び美原町の合併協議会におかれましては、全国の合併協議会の中でも模範的な審議をいただいたんでないかと思えます。私自身もたくさんの合併協議会に直接かかわり、あるいは間接的にかかわってまいりましたけれども、正直いいまして、余り感心しないようなケースも少なくありません。地域の利害、特質あるいは個人的な利害、特質などの影響で、審議が必ずしもスムーズにいかない例も少なくないであります。その点につきまして、堺市、美原町の協議会におかれましては、それぞれ委員の皆さん方が地域の将来のために、住民のために熱心なご審議をいただき、先ほど最終的に来年の2月1日を期して合併をするという結論を得られたわけでありまして、本当にこれはご同慶にたえないところであります。そして、今日までの米原会長を初め協議会の委員の皆さん、あるいは事務局の皆さんに心から敬意を表したいと思えます。

ところで、本日の協議会の終了を待って、これから正式に合併協定の調印、それから、市、町それぞれの議会での合併議決等一連の進んでいくわけですが、申すまでもありませんけれども、今回の堺市と美原町の合併は、単に市と町が一緒になって新しい市をつくるということだけではありません。これを契機として、堺市にとっては、多年の念願でありました政令市移行への道が開けるということになるんだろうと思えます。私は、昔の自治省にお

りまして、かつて堺市が政令市をめざして運動されたころのこともよく記憶いたしております。残念ながら実現しなかったわけです。しなかった背景にはいろんな要因があったわけですが、今回は、政府の方針もありまして、市町村合併特例法の適用期限である平成17年3月31日までに市町村の合併が行われた場合については、従来の政令指定都市の指定基準にとらわれずに、より弾力的に政令指定都市への移行を認めるということになりました。

実は、この問題については、私自身、政府に強く働きかけまして、この21世紀の将来を展望した場合に、私は、力のある自治体はその力を発揮できるように、なるべく道を広げるべきだということを申し上げまして、当時の総務大臣や総務省の幹部職員にも強く訴えまして、市町村合併特例法そのものには別に規定はないんでありますけども、政令都市移行、指定についての適用基準を弾力化すると、合併市町村については弾力化するという方針をとっていたことにしたわけでありまして。それにのっかって今回の堺市の合併は政令市への道が開けるということになるものと理解しております。

ところで、政令市、何のために政令市になるんだと、政令市になったらどういうメリットがあるのかと。これ、先ほど、政令市の要件等についての事務局の説明等もございました。また、私も以前、記念講演などで政令市移行についてのお話も申し上げました。要約いたしますと、やはり政令市になるということで、その地域の行政が市の意思で一元的に決められると。政策の決定過程が一元化すると。当然、それによって政策決定がスピード化すると、市民の気持ちがより早く実現するという、これが私は一番大きなメリットであろうと思います。

本来、住民に身近な行政は、基礎的自治体である市町村の考え方で実行できるようにするのが望ましいわけでありましてけれども、現実の市町村は、ご案内のように千差万別であります。300万を越す横浜市のような強大な都市もあるかと思えば、人口が1,000にも満たない村がまだまだたくさんあるわけでありまして。そういう市町村の規模、能力等の差というものを無視して、住民に身近な行政は基礎的自治体としての市町村がまず行うんだということを決めても、現実には、これは実行できないことが明らかであります。

そういうようなことから、現在の制度、現行制度は小さな市町村でもできる仕事を中心に市町村の事務権限というものが決められております。そして、能力のある都市については、例えば人口20万以上の特例市とか、あるいは人口30万以上の中核市とか、そして、人口、おおむね100万以上の政令市だと、こういうそれぞれのランクに応じて、規模、能力に見合っ、それぞれ権限の配分が行われると、これが現実なわけでありまして。そこで、今回、合併によって政令市になることによって、本来の望ましい姿である住民に身近な行政を一元的に市のレベルで決定できる範囲を飛躍的に広げることができるということになるわけでありまして。

こうした世の中の変化、なるべく基礎的自治体としての市町村の権限を強めていこうという、こういう世の中の変化の背景には、21世紀後半をにらんで、我が国の地方行政を取り巻く状況の変化というのがあります。少子化・高齢化に伴って、これからいろんな意味で人口問題というのが行政に制約を与えてくるようになると思います。それから、行政のみならず、経済の面でも文化の面でも社会の面でも、環境問題なども含めて、いろんな面で、いわゆるグローバル化ということがますます顕著になってまいります。

そうした中で、自治体に対して第一義的な責任を負う市町村、これは、なるべく、どのような状況にも対応できるような形になることが望ましいわけであります。そして、全国的に都市の再編成がなされて、都市の力がついてまいりますと、今の都道府県、市町村というこの2層制の自治制度について見直しをすべきだという考え方が強くなってきております。

ご案内かと思いますが、全国市長会は昭和28年に地方制度調査会がスタートしたとき以来、全国市長会は、今の都道府県制度を廃止して広域的な行政は道州単位で処理するように変えるべきだと、近畿地方でいえば、近畿各府県というものをやめて、近畿を一つのエリアとする広域組織をつくるべきだという意見を前から述べております。全国市長会はそういう主張であります、その主張がだんだん現実味を帯びてきております。

現在、審議を行っております地方制度調査会、たしか、第28次になりましょうか、この地方制度調査会の最も中心的な検討テーマは道州制の問題であります。今の府県制度というものを見直して、道州というものを、より広域的な組織というものをつくることについてどういう問題があるのか、この道州制問題について本格的な議論に入っていくことが既に決まっております。

そして、道州制になりますと、現在の府県のように、市町村のそれぞれの状況に応じて非常にきめ細かな補完行政を行うという形が私は変わってくるんだろーと思います。従来以上に市町村がもう地域の問題について責任を負わされると、県が一々補完行政をするという形が変わってくるのではないかと思います。そういう我が国の地方行政制度の大きな変化というものを展望した場合に、私は基礎的自治体の中でも一番完結した実力を持った政令指定都市を実現するというのが一番手っ取り早いというか、一番望ましいことではないかと思うんであります。

それから、現在、ご案内のように、小泉内閣では三位一体改革ということ唱えております。この三位一体改革については、平成16年度の地方財政対策の決定の過程で、必ずしも当初のねらいとは違った現象が出ております。初めは多くの自治体が三位一体改革というのは地方分権を推進する上で非常にプラスになると期待しておった。ところが、平成16年度の地方財政対策を、決まったところを見ると、地方の自主性を強化という点はほとんど出なくて、決まったのは地方交付税の大幅な削減を初め地方財源の削減のみだと。だから、どうも三位一体改革というのは、当初は地方分権の推進の一つのキーワードだと考えられて

おったものが、ふたをあけてみたら、国の財政再建のための手段であったと、こういうふうな不満、非難が今、地方自治関係者の間に満ち満ちております。私は大変、これは不幸なことだと思えます。

本来の三位一体改革というのは、文字どおり、地方の自由度を高めるための改革であります。具体的にいいますと、国庫補助金を思い切って削減すると。そしてその補助金に充当されておった国の財源相当分を国税から地方税に切りかえることで、地方の判断で自由に使える財源に変えていこうと。小泉さんの言葉を使えば、いわゆる地方の自由度を高めると、そういうものなんでありませう。それがまさに三位一体改革であります。

じゃあ、三位というのは国庫補助金と地方税と、もう一つ何だというと、もう一つは地方交付税であります。ご案内のように、これまでの地方財政は地方税がベースになっておりますけれども、行政のあらゆる分野にわたって国庫補助金が支出されております。地方分権一括法によって地方の自主性、主体性というのは、法律的にはかなり強化されたと言っているんですけれども、現実には、細かいところまで補助金が交付されると、その補助金によって地方行政の実際の運営がチェックされていると。だから、この補助金がある限りは、本当の意味の地方分権、地方の自主性というものは実現できないんじゃないかということで、小泉さんや竹中平蔵さんたちが、この補助金を削減して地方税を強化するという意見を出したわけですね。

もちろんその考え方については、地方行政を所管しております総務省の関係者諸君もみんな大賛成であります。しかし、この改革の実行段階になりますと、補助金を所管しております各省庁は一斉に反発すると。それから、予算を担当しております財務省も補助金の削減そのものには反対でないんですけども、削減しただけ国税から地方税への税源振りかえをするということについては、財務省は非常に否定的であります。今、国の財政が地方財政に比べても、はるかに深刻な状況になっているんだから、補助金を削減したら、その分だけ歳出そのものを削減すると。国税から地方税への振りかえは、それは将来の話で今行うべきでないという猛烈な運動を開始いたしました。

そうした中で、一方では、今まで地方交付税については、全国津々浦々まで最低限度の行政水準を確保すると、保障すると、そういう理念のもとに交付税制度が運用されておりました結果、本来、税源に恵まれているはずの大都市地域も、また税源に恵まれない地方の町村の地域も、実際の行政レベルではほとんど差がないと。場合によっては、補助金とか交付税の算定方法の影響で地方の方がむしろ、税源に恵まれていないはずの地方の方が住民サービスがより手厚くなっていると。大都市の方が手薄になっているという批判すら出ております。そういうようなことでありまして、地方交付税については、この際、本当の意味の地方自治、地方分権というものを実現するためには、やはり地方交付税も減らすべきだと、むしろ地方交付税で配分するよりも、地方税として配分した方がいいんじゃないかと、そういう意見が強

くなってきたわけでありませう。

そうした中で、実は平成16年度の予算編成におきましては、その議論が十分煮詰まらないうままに、地方に対する国の財政支出、トータルとしてもっと減らそうという意見が強くなったんであります。具体的にいいますと、地方財政計画上の地方の歳出レベルというものを従来よりも大幅にカットする、特に地方の単独事業をカットするという主張が主として財務省の方からなされ、折衝の結果として、当初の財務省の主張よりは小さくなったんですけども、それにしても、大幅な地方単独事業の削減というものを前提にした地方財政対策が講じられることになりました。

その補助金の削減、1兆円ほど補助金削減があったんですけども、それに見合って地方への財源移譲、地方への税源移譲については、実は、すぐに税制改正ができないということで、暫定的な扱いといたしまして、例えば義務教育費関係でいいますと、この義務教育費の中の退職手当とか、あるいは児童手当などの交付金については、これは、将来、税源将来を想定した交付金制度として実現したと。あるいは厚生労働省所管の児童福祉関係の国庫負担金については、国税の所得税の一部を人口を基準に配分する所得譲与税という制度で実現するということが行われまして、ただ、その金額が補助金を1億円カットしたのに、将来の税制改正を含みとする税源振りかえは、6,000億円ほどしか行われてないわけです。だから4割近く、正味削られたままになっていると。それとは別に地方交付税が1兆5,000億円減らされたしまったわけです。

それというのも、今、地方交付税特別会計が非常に財源不足になっておりまして、50兆円も特別会計が借金をして、その借金した中から地方への交付税の配分をするという異常な事態になっておりますから、それを改めるべきだという事情もありまして、いずもにしても三位一体改革は平成16年度に関していいますと、地方に歳出上の非常な削減を強いる結果になりました。非常に厳しいものになってしまったわけです。ですから、もう知事さん方の中には、三位一体改革というのは、もう聞くのも嫌だというぐらい、拒絶反応が起こってしまったんですが、私はやっぱり本来の意味での三位一体改革、すなわち国から細かいところまで補助金を支出するやり方を改めまして、その補助金として地方に交付すべき財源を国税から地方税に振りかえて、地方の税として、地方の自治体のみずからの責任で住民から税金をちょうだいして、みずからの判断で必要な施策に充当すると、そういう方向に切りかえていくと、そういう意味での三位一体改革、また地方交付税制度によって、税源が豊かな団体も税源の乏しい団体も全く差がないように均等化すると、これはやっぱり地方自治の原則からいって、やや行き過ぎではないかと、やはり地域の経済発展にそれぞれ努力しているわけですから、努力が報われるような形にすべきである。そのためには、交付税による財源調整というものはほどほどにして、やはり基本である地方税の税源強化というものを進めるべきだと思います。

私は、やはり平成16年度は大変不幸な結果になったんですけども、今後ですね、これが勝負になるのは、平成18年度のときに本格的な議論になりますが、そのときには、本来的な意味の三位一体改革、すなわち補助金というものをなるべく減らして、それを地方税として強化する、地方税に振りかえると。そして交付税による財政調整はほどほどなところにとどめると。そういう本来的な意味の三位一体改革というのが実現すべきじゃないか、そういう方向に行くんじゃないか、またそうあるべきだと思います。その勝負どころは、平成18年度の税制改正のときに来ると思いますが。ところで、その際、従来から問題になっておったんですけども、地方税制度というのは皆さんご承知のように、現在は大都市も中都市も小都市も町村も基本的には同じなんです。地方税の中心は住民税であり固定資産税であると。それに一部の小さな税が、地方たばこ消費税のような税その他が若干ついておりますけども、基本は住民税と固定資産税でできております。

大都市について、30万以上の都市については、先ほどもちょっと話題になりましたが、事業所という税、これは大都市税源を強化するという意味もあってできている制度ですけども、そういう特例はありますが、それ以外は、今、大都市と一般の市町村との差では、道路財源で道路譲与税などの配分について特例があります。これは政令市は国道や府県道の維持管理を担当しますから、それとの見合いで道路譲与税の配分が一般の市町村とは違う、より手厚い配分になっております。

私は、平成18年度に恐らく議論になるであろう税制の抜本改革のときに、地方税源を強化するというのは、必ずタイムテーブルに載ってくると思います。また、それはどうしてもやらなきゃいけないと思うんですが、その際に、今までのように小さな町村も政令指定都市も基本的に同じ税制で対応するということがいかどうかと、必ず議論になると思うんです。これは昔から論議されてきたんですけども、やっぱり大都市地域、政令市の地域については税源があるわけです。制度さえ直せば税収は入ってくるわけですから、私は、権限もあるし、税源もある大都市地域については、国の補助金とか地方交付税に頼らずに税金で基本的な行政ができるような、そういう税制にすべきだと、そういう議論が強まると思います。

今までも実はあったんですけども、残念ながら、今までは必ず府県との関係で壁に当たっちゃうんですね。都市地域については、現在、府県が例えば法人事業税などで徴収しているものを、大都市地域については、一般の行政は市町村が責任を負うんだから、政令市については、政令市に課税権を認めてはどうかという意見が昔からあるわけです。そういう、その辺の議論が平成18年度の税制改正の議論のときには、必ず具体的に俎上に上ってくると思います。そういう意味で、私はこの時点で政令市を実現しておくことは大変意味のあることだと、こう考えております。

そこで、これから堺市と美原町の合併が実現いたしますと、先ほどもご紹介がありましたように、政令市への移行の準備に入っていくわけです。そのための準備はもう今から着手し

ていただきたいと思います。

先ほどよりもありましたように、福祉関係とか、あるいは都市計画関係あるいは道路関係等々多くの面で政令指定都市は、一般の市町村とは全く違った権限を持っております。わかりやすくいいますと、政令市の区域内では警察行政を除いては、ほとんど市が責任を負うという形になります。市民の日常的な生活に関係する仕事は、ほとんど市が責任を負うということになると言っていると思います。

従来、教育委員会の教員の人事権その他については、若干、府県の権限が残っておったんですけども、これからは恐らく政令市の区域は義務教育の職員の人事権を含めて政令市が一元的に責任を負う体制になっていくんだらうと思います。そのための具体的な準備に入るわけですが、これは単に事務権限の移譲でポストができると、機構をつくるというだけじゃなくて、多くの面で現実に、現在は府の職員として仕事に従事している人を、今度は市の職員に身分を切りかえてきてもらわないかんという、この人の異動も含めて事務権限の移譲の作業をしていただかなきゃいけない。そのためには大変府県、本市の場合ですと、大阪府との連携が非常に重要になっています。抽象論ではなくて、具体的に、だれとだれが堺市に来てもらうかという、そういう話までもっていかないと事務は動かないわけですから、そういう作業にこれから入っていただかなきゃいけない。そのためには、私は府との連携を一層強化することが大切だと思います。

私がかかわりました、さいたま市の場合ですけども、この場合は、正直いいまして、権限を取られる方の県の人たちというのは、決していい気持ちしないわけであります。今までやった仕事がそっくり市に行ってしまう。また、自分の身分も市の方へ変わるかもしれないと、非常に不安を伴うということで、一般の事務職員は、この政令市への移行については非常に抵抗感を感じるのが、これは人情であります。さいたまの場合には、当時の知事が各部に号令を飛ばしまして、政令市の実現は埼玉県全体の将来のために不可欠であると、したがって、各部が、各末端がこの政令市移行についての事務協議に抵抗することは許さないと厳命を出しまして、そして事務移譲についての具体的な詰めがなされました。私は、その以前で、例えば仙台市の場合とか千葉市の場合、これもよく知っておりますけども、いずれの場合も県の最高責任者が政令市移行について全面的に協力する考え方を示されまして、そして各部に対して協力を指示された、それが事務の移譲が円滑にいった一番の原因だと思っています。

今回、幸い、私が承知しているところでは、大阪府も堺市の政令市への移行については非常に協力的であると聞いております。積極的に協力するという気持ちがおありのように聞いております。これは大変私は心強いことだと思います。これまでの過去の例などを振り返ってみますと、そここのところがうまくいかなかったという反省がありますから、私は今回はぜひ、これからの事務作業については、府との連携を一層緊密にさせていただきたい。そし

てまた、その過程で中央省庁の調整が必要な場面があれば、遠慮なく申し出てもらいたい。総務省は、合併全体を促進する立場に立っておりますから、恐らく要請があれば府と市との調整などにも積極的に協力すると思います。ともあれ、これからの政令市移行については、個々具体的に、いかに事務権限を市の方に移すかと、そして人を含めていかに円滑にこれを受け入れていくかという段階になっていくと思います。

実際の作業に入りますと、1年なんていうのは、あっという間に過ぎてしまいます。大変、これはたくさんの作業を伴いますから、ぜひ、その点の詰めをやっていただきたい。いずれにいたしましても、今回の合併は、大阪府下に二つ目の政令市が誕生すると、近畿圏に4番目の政令市が誕生するという大変意義ある合併であります。初めに私が申し上げましたように、この政令市移行を契機といたしまして、我が国で初めて自由都市というものを実現した堺市が、再び、都市自治体のリーダーとして活躍していただくことを念願して、今回の合併をお喜び申し上げたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○吉田事務局長 どうもありがとうございました。指定都市に向けての心構えにつきまして、貴重なご意見をご講話賜りまして、まことにありがとうございました。

もう一度、石原顧問に盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）。

それでは、石原顧問、これを持ちまして退席なさいますので、もう一度拍手をもってお送りいたしたいと思います。（拍手）

それでは、これを持ちまして本日の行事はすべて終了いたしました。まことにありがとうございました。

○午後3時30分閉会

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

会 長 米 原 淳七郎

署名委員 野 田 博

署名委員 津 塩 壽 郎